第四章　特別規定

第十六条　相互協議手続

1　一方の又は双方の締約国の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　一方の締約国の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4　両締約国の権限のある当局は、3に規定する合意に加え、第二章の規定の適用のための手続について相互に合意することができる。

5　両締約国の権限のある当局は、2から4までに規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第五章　最終規定

第十七条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条　効力発生

1　この協定は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第十九条　終了

1　この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

2　1に規定する書面による終了の通告を受領した後、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　1の規定にかかわらず、各締約国は、この協定に基づいて受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年一月二十七日にナッソーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　山口祐志
バハマ国政府のために
　ブレント・シモネット

総務大臣　片山　善博
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN AND
THE GOVERNMENT OF THE COMMONWEALTH OF THE BAHAMAS FOR
THE EXCHANGE OF INFORMATION FOR THE PURPOSE OF
THE PREVENTION OF FISCAL EVASION AND
THE ALLOCATION OF RIGHTS OF TAXATION WITH
RESPECT TO INCOME OF INDIVIDUALS

The Government of Japan and the Government of the Commonwealth of The Bahamas,

Desiring to conclude an Agreement for the exchange of information for the purpose of the prevention of fiscal evasion and the allocation of rights of taxation with respect to income of individuals,

Have agreed as follows:

Chapter 1
GENERAL PROVISIONS

Article 1
GENERAL DEFINITIONS

1.　For the purposes of this Agreement, unless the context otherwise requires:

(a)　the term "Japan", when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b)　the term "The Bahamas" means the Commonwealth of The Bahamas, and when used in a geographical sense, means all the territory of the Commonwealth of The Bahamas, which encompasses its land and territorial waters subject to the laws of the Commonwealth of The Bahamas, and any area outside its territorial waters inclusive of the exclusive economic zone and the seabed and subsoil thereof, over which the Commonwealth of The Bahamas exercises sovereign rights for the purpose of exploration, exploitation and conservation of natural resources in accordance with international law;